

倉敷観光コンベンションビューロー ぼっけえお得な「倉敷みらい旅」販売助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金制度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上げが減少した観光関連事業者の事業継続や雇用維持を支援するとともに宿泊客を呼び込むことで地域経済を活性化させることを目的に実施する。

(交付対象)

第2条 助成金交付対象者は、倉敷市内に立地する倉敷観光コンベンションビューロー会員の宿泊事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に定める施設を除く。以下、「宿泊事業者」という。）のうち、宿泊前売プラン（以下、「プラン」という。）を販売する事業（以下、「事業」という。）を行う者とする。

2 前項に規定する「プラン」とは、下記の要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 「倉敷みらい旅」をプラン名に含めるもの。
- (2) 倉敷観光コンベンションビューロー及び倉敷市の助成を受けていることを表示するもの。
- (3) 購入者が、宿泊日を令和3年3月1日から令和4年3月31日までの間で選べるもの（緊急事態宣言が発出されている期間を除く）。
- (4) 本事業による割引率を明記し、本事業による助成率以上に割引して販売するもの。
- (5) 購入者が、令和3年10月15日までに決済手続きを完了するもの。
- (6) 購入後の取り消しを不可とするもの。
- (7) 換金性の高い金券類を含まないもの。

3 第1項に規定するプランの個数については上限を定めないものとするが、第3条に定める通常割引（35%）プランと、倉敷市民又は倉敷市内就業者を対象とした割引プラン（40%）の両方を販売すること。

4 プランの販売を行っていることを、チラシや自社のホームページ等において表示すること。

5 国のGoToトラベル事業による助成金をはじめとした他の助成制度と、当助成金の併用は不可とする。また、プラン販売時にはGoToトラベル事業や他制度との併用が不可であることを明記すること。

6 倉敷市民又は倉敷市内就業者を対象としたプランについては、倉敷市内在住・倉敷市内就業者であることを確認できない場合には本事業による割引を受けられないことを販売時に明記するとともに、宿泊時には身分証や名刺等で事実を確認すること。

7 新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、倉敷市が発行する「取組宣言シート」の掲出を行うこと。

(助成金)

第3条 プランの割引前販売額の35%を助成する。但し、倉敷市民及び倉敷市内就業者を対象としたプランについては40%を助成する。

2 1施設あたりの上限額を400万円とする。

3 助成金の交付は、事業予算の範囲内で行うものとする。

(事業認定申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする宿泊事業者（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる書類を倉敷観光コンベンションビューロー会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) その他、会長が必要と認める書類

2 前項の申請は、令和3年8月31日まで行うことができるものとする。

（事業認定及び通知）

第5条 会長は、前条による申請書の提出があったときは、提出された書類を審査し、適当であると認めたときは、その事業を助成対象として認定するものとする。

2 会長は、前項の認定をした場合は、速やかにその認定の内容を申請者に通知するものとする。

（プランの販売）

第6条 プランの販売は、前条の事業認定後に、申請者が行うものとする。

2 前条により認定を受けた事業については、令和3年3月1日以降、令和3年9月30日まで販売を実施できるものとする。

（変更申請）

第7条 申請者は、事業認定の通知を受けたのち、認定を受けた事業内容を変更する場合は、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業計画変更申請書（様式第3号）
- (3) その他、会長が必要と認める書類

（変更承認及び通知）

第8条 会長は、前条の変更申請があったときは、提出された書類を審査し、適当であると認められたときは、その変更を承認するものとする。

2 会長は、変更の承認をした場合、速やかにその承認の内容を申請者に通知するものとする。

（助成金交付申請及び請求）

第9条 申請者は、助成金の交付申請及び請求をする場合、次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書（様式第4号）
- (2) 助成金請求書（様式第5号）
- (3) プランの販売台帳（様式第6号）又はそれに準ずる書類

※購入者が倉敷市内在住者の場合は住所を、倉敷市内就業者の場合は就業事業所名、就業事業所住所を書類内に記載すること。

- (4) その他、会長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請及び請求は、期間中3回まで、申請者の任意の時期に行うことができるものとする。但し、最終請求期限は令和3年10月31日までとする。

3 前項の請求について、第2項に定める請求に加え、必ず令和3年3月31日までの実績を、令和3年4月15日までに別途請求すること。

（交付決定通知及び支払い）

第10条 会長は、前条の交付申請があったときは、提出された書類を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し申請者に通知するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 会長は、申請者が次に掲げる事項に該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 提出された書類に虚偽があったとき
- (2) 要綱に定める事項に違反したとき
- (3) 申請内容とプランの販売内容が一致しないとき
- (4) その他、不正の行為等が認められたとき

2 前項の規定は、助成金の支払いがあった後においても適用する。

(助成金の返還)

第12条 会長は、前条の規定により交付決定を取り消す場合、その助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(関係書類の保存)

第13条 申請者は、本事業に係る関係書類を当該年度から5年間保管することとし、会長から提示を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(検査及び報告)

第14条 会長は、必要があると認められるときは、申請者に対し事業の詳細な報告を求め、帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。